

保育料等について

学童クラブの保育料は、児童 1 人あたり月額 4,000 円です。延長利用の場合は、延長保育料として月額 1,000 円を追加で納付していただきます。

保育料 4,000 円	+	延長保育料 1,000 円
(児童 1 人あたり、月額)		

保育料及び延長保育料は月額です。お休みをされても日割計算はいたしません。

● 保育料等の納付方法

原則として、口座振替での納付(毎月月末のお引き落とし)とします。

口座振替の手続きの詳細は、学童クラブの利用が承認された際に、ご案内する予定です。

【おやつ代について】

おやつ代は、各学童クラブが保護者の代表から委任を受け、管理しています。おやつ代の金額は各学童クラブで異なります。

おやつ代の金額や支払い方法等の詳細は、学童クラブの利用が承認された際に、各学童クラブからご案内する予定です。

保育料等の減免制度について

下表の減免理由のいずれかに該当する方は、保育料及び延長保育料が減額・免除の対象となります。該当と思われる方は、「学童クラブ保育料等減免申請書」を学童クラブへ必ず提出してください。(減免理由は複数選択することができます。)
「学童クラブ保育料等減免申請書」は児童 1 人につき 1 枚提出してください。

	減免理由	減免の割合
生活保護	生活保護法の規定により保護を受けている世帯	全額免除
		保育料 0 円 延長保育料 0 円
住民税額	利用する年度の世帯全員の住民税が非課税の場合	全額免除
		保育料 0 円 延長保育料 0 円
きょうだい関係	利用する年度の世帯全員の住民税が均等割のみの場合	5 割減額
		保育料 2,000 円 延長保育料 500 円
きょうだい関係	同一世帯に学童クラブ利用児童が 2 人以上いる場合の 2 人目以降の児童	5 割減額
		保育料 2,000 円 延長保育料 500 円
きょうだい関係	学童クラブを利用する児童の同一世帯に、学童クラブを利用しない義務教育期間中の児童がいる場合	2 割減額
		保育料 3,200 円 延長保育料 800 円

(1) 住民税額による減免の注意事項

- ・ 学童クラブ利用年度の住民税額は、前年度1月1日を基準とします。世帯の中に未申告の方がいる場合は、減額・免除できません。
- ・ 前年度1月1日現在、区外にお住まいの方はその居住地の区市町村が発行する課税(非課税)証明書が必要になります。6月以降に提出してください。
- ・ 単身赴任、別居等で税法上の扶養者が区外にお住まいの場合は、扶養者がお住まいの区市町村が発行する、扶養者の課税(非課税)証明書が必要になります。6月以降に提出してください。
- ・ 利用申請時に住民税額による減免に該当することが想定される場合は、あらかじめ「学童クラブ保育料等減免申請書」を提出してください。その際、想定される減免理由(又は)に○をしてください。
利用申請時に判断できない場合は、住民税額決定後に提出しても構いません。
(その場合も、減免額等に影響しません。)

(2) きょうだい関係による減額の注意事項

- ・ 原則として、利用申請時に「学童クラブ保育料等減免申請書」を提出してください。
- ・ 「義務教育期間中」とは「小学校1年生から中学校3年生まで」であり、学童クラブを利用しない小学校1～6年生までの児童がいる場合も、減額の対象となります。

< 例 > きょうだい関係による減額

きょうだい全員が学童クラブを利用する場合

世帯のきょうだい	学童クラブの利用有無	減免申請書の提出要否
3年生 (第1子) 	あり 利用児童1人目 4,000円	不要
2年生 (第2子) 	あり 利用児童2人目 2,000円	必要 (に○をつける)
1年生 (第3子) 	あり 利用児童3人目 2,000円	必要 (に○をつける)

きょうだいの中に、学童クラブを利用しない義務教育期間中の児童がいる場合

世帯のきょうだい	学童クラブの利用有無	減免申請書の提出要否
5年生 (第1子) 	なし 義務教育期間中の児童	不要
3年生 (第2子) 	あり 利用児童1人目 3,200円	必要 (に○をつける)
1年生 (第3子) 	あり 利用児童2人目 2,000円	必要 (に○をつける)